

平成 3 0 年第 2 回紀の川市議会定例会 第 1 日

平成30年 6月 8日(金曜日) 開 会 午前 9時32分

散 会 午前 10 時 45 分

◎議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定及び休日の日における本会議の開議について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度紀の
川市一般会計補正予算（第 7 号））

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度紀の
川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号））

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等
の一部を改正する条例）

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画
税条例の一部を改正する条例）

報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康
保険税条例の一部を改正する条例）

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例）

議案第 61 号 調月財産区管理委員の選任について

議案第 62 号 調月財産区管理委員の選任について

議案第 63 号 調月財産区管理委員の選任について

議案第 64 号 調月財産区管理委員の選任について

議案第 65 号 調月財産区管理委員の選任について

議案第 66 号 調月財産区管理委員の選任について

議案第 67 号 調月財産区管理委員の選任について

議案第 68 号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工
事）

議案第 69 号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

議案第 70 号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

議案第 71 号 紀の川市介護保険条例の一部改正について

議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

て

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（22名）

1 番 門 眞一郎	2 番 上 野 宗 彦	3 番 仲 谷 妙 子
4 番 船 木 孝 明	5 番 中 尾 太久也	6 番 太 田 加寿也
7 番 石 脇 順 治	8 番 並 松 八 重	9 番 中 村 ま き
10 番 大 谷 さつき	11 番 阪 中 晃	12 番 榎 本 喜 之
13 番 高 田 英 亮	14 番 川 原 一 泰	15 番 森 田 幾 久
16 番 村 垣 正 造	17 番 堂 脇 光 弘	18 番 竹 村 広 明
19 番 石 井 仁	20 番 杉 原 勲	21 番 室 谷 伊 則
22 番 坂 本 康 隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	今 城 崇 光
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	福祉部長	橋 本 好 秀
農林商工部長	神 徳 政 幸	建設部長	前 田 泰 宏
会計管理者	浅 野 徳 彦	上下水道部長	上 中 勝 彦
農業委員会事務局長	吉 川 博 造	教育長	貴 志 康 弘
教育部長	山 野 浩 伸		

○議会事務局職員

事務局長	中 野 朋 哉	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課主幹	岩 本 充 晃

（開会 午前 9時32分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

議員各位には、平成30年第2回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、表彰状伝達式をとり行います。

去る5月30日に開催されました第94回全国市議会議長会定期総会において、森田幾久君、堂脇光弘君、杉原 勲君が議員在職15年以上特別表彰を受けました。

表彰状を伝達しますので、ただいま名前をお呼びした議員の方々は、前の方へお越しください。

〔議長から表彰伝達〕

○議長（坂本康隆君） 次に、5月18日に開催されました和歌山県市議会議長会総会において、阪中 晃君が議員在職10年以上一般表彰を受けました。

表彰状を伝達しますので、阪中議員は、前の方へお越しください。

〔議長から表彰伝達〕

○議長（坂本康隆君） 受賞された皆さん、まことにおめでとうございます。

以上で、表彰伝達式を終わります。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成30年第2回紀の川市議会定例会を開会いたします。

なお、杉原 勲君が少しおくれるとの連絡がありましたので、御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（坂本康隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番 中尾太久也君、6番 太田加寿也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定及び休日の日における本会議の開議について

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、会期の決定及び休日の日における本会議の開議についてを議題といたします。

去る5月28日に議会運営委員会を開催していただき、本定例会の会期等、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会期予定表のとおり、本日から6月29日までの22日間とし、会議規則第10条第3項の規定により、6月10日の日曜日に本会議を開催いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの22日間とし、6月10日の日曜日に本会議を開催することに決定をいたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条第2項の規定により、「市長の専決処分事項報告」、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、「平成29年度紀の川市繰越明許費繰越計算書」、地方公営企業法第26条第3項の規定により、「平成29年度紀の川市水道事業会計予算の繰越報告」の提出があり、お手元に配付しておりますので、御了承お願いいたします。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、「例月出納検査の結果報告」、地方自治法第199条第9項の規定により、「工事監査の結果報告」があり、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりですので、御確認いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）） から 議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第4、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第7号））から、議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてまでの18件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成30年第2回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、先ほど全国市議会議長会、永年在職議員表彰及び和歌山県市議会議長会、永年在職議員の表彰を受けられた各議員の皆様には、大変おめでとうございます。これからも引き続き、市民の皆さんの代表として御活躍を御祈念申し上げます。おめでとうございます。

それでは、本定例議会に御提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

まず、専決処分に係る報告でございますが、報告第1号及び報告第2号は、平成29年度紀の川市一般会計及び平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計の補正に係るものであり、各会計の歳入歳出額の確定に伴う財源調整措置を行ったものであります。

また、報告第3号から報告第6号は、紀の川市税条例等の一部改正、都市計画税条例、国民健康保険税条例、紀の川市保育料徴収条例におけるそれぞれの一部改正を行ったものであります。

以上、専決処分に係る6件については、それぞれ緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものでございます。

次に、人事に係る議案になります。

議案第61号から議案第67号の調月財産区管理委員の選任については、調月財産区管理委員が、平成30年6月30日任期満了となるため、7名の委員を選任いたしたく、紀の川市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第68号は、荒川中学校校舎等改築工事に係る請負契約の締結に係る議案で、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、条例改正に係る議案で、議案第69号は、部活動指導員の報酬を新たに定めるため、改正するものであります。

議案第70号は、国民健康保険直営診療所の運営方法の見直しに伴う条例の一部改正を行うものであります。

議案第71号は、法改正に伴い、紀の川市介護保険に関する条例の一部改正を行うものであります。

最後に、議案第72号は、4月の人事異動に伴う人件費及び5月の豪雨により被害を受けた市道の災害復旧のほか、事業執行上緊急を要する事業を中心に補正予算措置をするものであります。

以上、12案件の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 続いて、補足説明を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） おはようございます。

議案書の1ページをごらんください。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条の第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。専決日は、平成30年3月30日でございます。

表題に、「平成29年度補正予算書」と書いてる別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,422万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億2,768万9,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費補正に係る規定でございます。

第3条は、地方債補正に係る規定でございます。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入につきましては、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、県支出金、繰入金及び市債の確定による補正でございます。

次に、4ページをごらんください。

歳出につきましては、それぞれ歳入の確定による財源の調整として増減を行っております。よって、財源として、超過した7,422万1,000円について、2款、総務費において、17目、基金費、基金積立事業として、財政調整基金に積み立てを行いました。

5ページをごらんください。

第2表、繰越明許費補正でございます。追加工事の発生に伴い、限度額の変更を行っております。

6ページから7ページをごらんください。

第3表、地方債補正でございます。それぞれ事業費の確定に伴い、限度額の変更となっております。

以上が、平成29年度一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。御承認をお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） 続きまして、議案書3ページ、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

4ページの専決処分書のとおり、平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。専決日は、平成30年3月30日となっております。

別冊の補正予算書8ページをお願いいたします。

平成29年度紀の川市の国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算（第4号）は、次に

定めるところによる。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,528万2,000円とするものでございます。

別冊の補正予算書に関する説明書をごらんください。

3ページの歳入でございますが、11款、3項、5目、雑入で、補正予算額調整のため、1,000円を減額してございます。

4ページ、歳出では、2款、1項、1目、一般被保険者療養給付費で5,000万円を減額し、11款、2項、1目、一般会計繰出金で5,000万円を増額してございます。

また、12款、1項、1目、予備費では、歳入と同様に1,000円を減額しております。

この補正は、平成28年度で国民健康保険税の税率改正に伴う激変緩和財源として、一般会計から法定外繰り入れされました2億円に対応して平成29年度において一般会計へ繰り出すため、平成29年9月に補正いたしました一般会計繰出金に5,000万円を追加し、一般会計への繰出金を2億円とするため、歳入歳出の予算調整を行ったものでございます。

御承認、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（登壇） 議案書5ページ及び議案書60ページの専決処分の承認を求めることについて。

議案書5ページの報告第3号は、紀の川市税条例等の一部を改正する条例。

議案書60ページの報告第4号は、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。いずれも平成30年度税制改正に伴い、急を要する部分のみ専決させていただいております。専決日は、平成30年3月31日でございます。

改正内容は、多岐にわたりますので、語句等の整備に伴う改正等を除いた主な改正点のみ御説明させていただきます。

議案書の7ページ。

第1条、紀の川市税条例の一部改正から説明させていただきます。

第20条、年当たりの割合の基礎となる日数について、延滞金の額の計算について、法人市民税の申告納付及び納期限延長の場合の延滞金の改正に伴う所要の規定の整備であります。

23条から、次のページにかけて、市民税の納税義務者等について、人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適用しなことにする改正であります。

8ページ、お願いいたします。

第24条、個人の市民税の非課税の範囲について、障害者、未成年者、寡婦または夫の

寡婦の所得要件を10万円引き上げ、合計所得金額が135万円以下に改正するものであります。

また、第2項では、控除対象配偶者を同一生計配偶者と定義変更し、均等割の非課税限度額を10万円引き上げするものであります。

次に、9ページの31条第2項は、条文の所要の整備でございます。

次の34条の2、所得控除について、個人市民税の基礎控除額を合計所得金額2,500万円以下とする要件を創設した改正でございます。

次の34条の6、調整控除について、個人市民税の調整控除の適用は、合計所得金額2,500万円以下とすると要件を創設した改正でございます。

次の10ページから13ページまでの第36条の2、市民税の申告について。

公的年金等に係る所得以外の所得を有しない者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告の提出を不要とした見直しであります。

次に、13ページ、47条の3は、法律改正による条文規定の整備であります。

次の47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等について、法律改正による条文の整備であります。

次に、14ページから18ページまでの第48条、法人の市民税の申告納付について。

租税特別措置法の規定の適用を受ける法人等の場合に控除すべき額を法人税割額から控除することについての規定と資本金1億円超えの法人に対し、申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定してございます。

次に、18ページから21ページまでの第52条、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について。

申告した後に減額更正され、その後、さらに増額更正等があった場合等の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとする規定の改正でございます。

次に、21ページ、第53条の7、特別徴収税額の納入の義務等については、法律改正により規定の整備でございます。

次に、22ページ、第54条、固定資産税の納税義務者等について。

法律改正による規定の整備でございます。

次に、第4節、たばこ税、第92条、製造たばこの区分について。

加熱式たばこの区分を設けることとし、新たに規定してございます。

次に、23ページ、第92条の2は、条を追記したための条ずれによる改正でございます。

次に、93条の2、製造たばことみなす場合について。

加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン、その他の物品等を充填したものを製造たばことみなすこととし、新たに規定してございます。

次に、27ページまでの第94条、たばこ税の課税標準について。

加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、「重量」と「価格」を

紙巻きたばこに換算する方式の規定と、平成30年10月1日から5年間にかけて段階的に移行する規定の整備でございます。

次に、27ページ、第95条、たばこ税の税率について。

1,000本につき5,692円とする改正でございます。

次に、96条第3項は、前ページの92条の条ずれによる改正でございます。

次に、98条は、94条において、以下、この条及び98条において「売渡し等」という定義語を用いたことによる条文の整備でございます。

次に、28ページ、附則第3条の2、次ページの附則第4条の2については、さきの第48条と第52条の改正による条項の整備でございます。

次に、30ページ、附則第5条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等について。

個人の市民税の所得割の非課税の範囲について、所得割の非課税限度額を10万円引き上げる改正でございます。

次に、31ページ、附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例について。

固定資産税の課税標準とするべき価格に地方税法附則で定められた各号に定める割合を乗じて得た額とする規定で、地方税法の改正に合わせて割合及び条整備を行うものであります。新たに創設された第6項は、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例。

第7項は、地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備。

第8項は、バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備のそれぞれ課税標準額の特例割合を3分の2とするものであります。

第9項は、特定太陽光発電設備。

次のページの第10項は、特定風力発電設備のそれぞれの課税標準の特例割合を4分の3とするものであります。

第16項は、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、市町村が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について固定資産税を3年間ゼロとする新たに設けられた特例措置で、生産性向上、特別措置法の施行に日からとなります。

次の32ページから37ページまでの附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額適用の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用に係る規定を新たに創設する改正でございます。

37ページ、附則第11条及び第11条の2については、土地に対して課する固定資産税の特例に関する規定で、平成32年度まで延長するものであります。

次の38ページからの附則第12条は、宅地に対して課する固定資産税の特例について平成32年度まで延長するものであります。

41ページの附則第13条については、農地に対して課する固定資産税の特例を平成32年度まで延長するものであります。

附則第15条については、特別土地保有税の課税の特例を平成32年度まで延長するものであります。

42ページ、附則第17条の2第3項、優良住宅地の造成地のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、租税特別措置法の改正に伴う条項の整備によるものであります。

次に、43ページの第2条の紀の川市税条例の一部改正から、47ページの第5条の紀の川市税条例の一部改正は、たばこ税の課税標準について、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法並びにたばこ税の税率について段階的に移行していく改正でございます。

次に、49ページから52ページの第6条の紀の川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正は、平成27年度に改正した旧三級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで適用するものであります。

52ページをごらんください。

附則といたしまして、第1条に、施行規則を、53ページからの第2条から第11条は、経過措置等による条文整備でございます。

続きまして、議案書62ページをごらんください。

第1条、紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、新設した附則の第6項は、新築住宅等に対する都市計画税の減税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定に高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした実演芸術の公演の用に供する施設の一部の改修工事を平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に行った施設に課する都市計画税額の3分の1に相当する額を2年間減額することの規定により条文整備するものでございます。

63ページの第7項から、67ページの第17項及び68ページの第2条、紀の川市都市計画条例の一部改正については、宅地及び農地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの都市計画税の特例の延長など、固定資産税とともに所要の規定の整備、条項のずれを整備するものでございます。

附則として、平成30年4月1日施行とする施行期日等及び経過措置を規定してございます。

以上、平成30年度の地方税等の改正に伴い、紀の川市都市計画税条例を改正するものでございます。

報告第3号及び報告第4号につきまして、御承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） 続きまして、議案書70ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布及び施行等に伴い、紀の川市国民健康保

除税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

71ページは、専決処分書でございます。専決日は、平成30年3月31日でございます。

72ページから77ページにかけてをござんいただきたいと思います。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。改正条例の第2条、課税額の第1項の改正は、国民健康保険税を構成する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額について、それぞれ1号から3号に新たに号建てし、74ページ、各号の課税限度額を規定する第2項から第4項については、号建てに伴う根拠規定を改正するもので、第2項、基礎課税額については、課税限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げるものでございます。

75ページの下段から76ページ中段の第23条第1項第2号及び第3号の改正は、課税軽減措置にかかわる世帯総所得金額基準のうち5割軽減の判定基準額を「27万円」から「27万5,000円」に、また2割軽減の判定基準額を「49万円」から「50万円」に改正し、軽減対象世帯を拡充するものでございます。

附則といたしまして、第1項は、施行期日を、第2項は、改正後の紀の川市国民健康保険税条例の適用区分を定めるものでございます。御承認、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて。紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

それでは、議案書78ページから81ページをお願いします。

報告第6号の紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例については、平成30年3月31日に、子ども子育て支援法施行令の一部を改正する政令第155号が公布、4月1日に施行され、教育認定子どもに係る利用者負担の上限額の引き下げは、市民税所得割合算額第3階層の利用者負担の上限額が28%引き下げられました。このことにより、市保育料徴収基準額の同階層について同率で引き下げ、平成30年度から適用するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

その内容は、80ページの保育料を規定してる別表第1、第3条関係の（1）保育料徴収基準額表、教育標準時間認定の満3歳以上で、保育の必要性のない幼稚園や認定こども園の利用、第1号認定者に係る保育料のうち、第3階層の世帯を改正前「1万1,300円」から、改正後「8,100円」に軽減するものでございます。

以上、報告第6号についての説明です。御承認のほど、よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（登壇） 議案第61号から議案第67号までの調月財産区管理委員の選任7議案について、一括して御説明申し上げます。

議案書82ページをお願いします。

議案第61号から議案第67号までの調月財産区管理委員の選任についての7議案については、いずれも任期満了に伴うもので、紀の川市財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

7名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第61号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月228番地、氏名、ふじおかただひと藤岡正仁、昭和17年8月6日生まれ。

83ページをお願いします。

議案第62号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月152番地、かやまたかひこ加山隆彦、昭和21年2月17日生まれ。

84ページをお願いします。

議案第63号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月1095番地の2、かやまみきお加山幹夫、昭和20年8月23日生まれ。

85ページをお願いします。

議案第64号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月1263番地、よしだみつお吉田光男、昭和21年6月25日生まれ。

86ページをお願いします。

議案第65号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月643番地、氏名、ねごろしんじ根来伸治、昭和40年3月22日生まれ。

87ページをお願いします。

議案第66号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月1092番地、氏名、なかはげみつのり中元光則、昭和34年4月13日生まれ。

88ページをお願いします。

議案第67号につきましては、住所、紀の川市桃山町調月2582番地、いわもとたけひさ岩本武久、昭和18年10月30日生まれ。

以上、7議案について、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年7月1日から平成34年6月30日までの4年間となっております。

また、7名の方々の主な職歴等につきましては、別冊議案資料の1ページ及び2ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、7議案について御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第68号及び議案第69号について、補足説明をさせていただきます。

議案書89ページをお願いいたします。

まず、はじめに、議案第68号 工事請負契約の締結についてでございます。

本件に係る提案理由といたしましては、平成30年度一般会計当所予算で、荒川中学校等校舎等改築事業について議決をいただいている中で、先般、5月21日、紀の川市役所本庁舎5階501会議室において、6社による条件付一般競争入札を行いました。

その結果、ごらんいただいている議案書記載のとおり、契約金額は15億120万円、契約の相手方は、和歌山県和歌山市6番丁26番地、株式会社小池組、代表取締役小池康之となりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、本件に係る資料といたしまして、別冊の3ページから8ページに添付してございますので御高覧ください。

次に、議案第69号について、補足説明をさせていただきます。

議案書90ページをお願いいたします。

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、本年3月、スポーツ庁から運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが示され、続いて4月には、和歌山県教育委員会において和歌山県運動部活動指針が示されました。それらを受けまして、紀の川市立中学校の部活動におきまして、部活動指導員の任用制度を活用したく、それに係る報酬を定めるための改正でございます。

91ページをお願いします。

ごらんのとおり、別表に、部活動指導員の報酬の額等を追加するものであります。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、私から2議案の説明になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） それでは、議案書92ページをお願いいたします。

議案第70号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、紀の川市国民健康保険事業の直営診療施設でございます鞆渚診療所、今後とも僻地診療拠点として存続させることを前提に、財政上の運営改善を進めるため指定管理者制度の導入を視野に入れた運営方法の見直しを行うことを可能にするというものでございます。

議案書93ページをお願いいたします。

改正案では、新たに、第5条で、診療所の診療科目を、第6条で、休診日を、第7条では、診療時間を定めてございます。

94ページ、第9条では、診療所の管理を指定管理者に行わせることができることとし、第10条では、指定管理者の指定の手續等について、第11条では、指定管理者の選定の要件について、第12条では、指定管理者が行う業務について、第13条では、診療所利

用料金の収受について。

そして、96ページ、第14条では、指定管理者の指定の期間を指定を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年を経過する日までの間と定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（登壇） 議案第71号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案書97ページからの紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例については、平成30年3月22日に介護保険法施行令の一部を改正する政令第56号が公布され、8月1日に施行されることにより、第1号被保険者の介護保険料の所得段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとする改正条文が、「38条の第4項」から「22条の2第2項」へと変更されたためです。

以上、議案第71号についての説明です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（登壇） 続きまして、議案書の100ページをごらんください。

議案第72号について、御説明申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「平成30年度補正予算書」と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,879万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億1,879万2,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表、歳入では、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債をそれぞれ増額しております。

3ページ、4ページの歳出では、各費目ごとに人事異動に伴う人件費の調整及び事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

5ページをごらんください。

第2表、地方債の補正として、公共土木施設災害復旧事業において、5月の豪雨により発生した災害の対応のため1,330万円を増額し、限度額を1億1,320万円とするものでございます。

続いて、別冊の平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）に関する説明書の3

ページをごらんください。

歳入について、主な補正内容を順に御説明申し上げます。

14款、1項、4目、国庫補助金、災害復旧費国庫負担金2,668万円の増額は、本年5月13日の大雨により発生した災害の復旧事業に係る負担金を予算措置しております。

15款、2項、9目、県支出金、災害復旧費県補助金2,589万9,000円の増額は、昨年10月発生の台風21号により被害を受けた農業用施設災害復旧事業に係る補助金が、平成30年度に措置されることから補正をしております。

15款、3項、2目、県支出金、民生費委託金2,048万円の増額は、和歌山県が支給する在宅育児支援事業給付金の受け付け及び支給事務に係る委託金であります。

18款、2項、1目、繰入金、基金繰入金5,431万円の増額は、財源調整のための増額をしております。

続いて、歳出について、人件費以外の主な事業について順に御説明申し上げます。

10ページ、下段をごらんください。

3款、1項、8目、障害者総合支援費のうち、次の11ページ記載の障害福祉サービス等給付事業において、13節、委託料97万2,000円の増額は、障害者総合支援法の改正に伴い、国の2分の1補助を受け、障害者自立支援給付支払い等システムの改修に係る経費の増額でございます。

12ページ、下段をごらんください。

3款、1項、12目、人権推進費のうち、次の13ページ記載の井阪文化会館駐車場整備事業として、1,802万9,000円を増額しております。井阪文化会館利用者の利便性向上を図り、開館事業の充実のため隣接する土地を取得し、駐車場として整備する事業で、必要な経費をそれぞれ予算措置するものでございます。

13ページ、下段をごらんください。

3款、2項、1目、児童福祉総務費のうち、次の14ページ上段に記載の在宅育児支援事業として2,048万円を増額しております。子育て世代の経済的負担を軽減するため、和歌山県が支給する在宅育児支援事業給付金の受け付け及び支給事務に係る経費として、臨時雇用賃金、在宅育児支援事業給付金などの予算措置でございます。

15ページをごらんください。

3款、3項、1目、生活保護総務費のうち、生活保護適正実施推進事業の13節、委託料200万9,000円の増額は、生活保護法制度の改正に伴い、国の2分の1補助を受け、生活保護基準額等の見直し等による生活保護システムの改修に係る経費の増額でございます。

24ページをごらんください。

9款、1項、1目、消防総務費のうち、次の25ページ上段に記載の消防防火対策事業の18節、備品購入費60万6,000円の増額は、婦人防火クラブにおける防火研修に活用する資機材について、コミュニティ助成事業の採択が決定したことによるものでござ

います。

同じく、25ページの9款、1項、3目、非常備消防費のうち、消防団運営事業の8節、報償費は、消防団員の退職者が増加したことから退職報償金300万円を増額、また18節、備品購入費105万円は、紀の川市消防団女性分団の防火指導等に活用する資機材について、コミュニティ助成事業の採択が決定したことによる増額でございます。

26ページをごらんください。

10款、2項、2目、小学校教育振興費のうち、児童就学援助事業の20節、扶助費24万2,000円の増額は、国の基準改正に伴い、単価改定による増額分を予算措置するものでございます。

27ページをごらんください。

10款、3項、2目、中学校教育振興費のうち、生徒就学援助事業の20節、扶助費75万円の増額は、国の基準改正に伴い、単価改定及び対象生徒の増加による増加分を予算措置するものでございます。

30ページをごらんください。

11款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業4,011万円の増額は、5月13日の大雨により市道で発生した崩落による災害復旧に係る経費を予算措置するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本康隆君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） なければ、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、議案第61号から議案67号 調月財産区管理委員の選任についてまでの計7件につきましては、人事に関する案件でありますので、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号から議案第67号までの計7件につきましては、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決定しました。

それでは、議案第61号から議案第67号までの計7件につきまして、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第61号から議案第67号までの計7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

次に、議案第61号から議案第67号までの計7件につきまして、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第61号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第62号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第63号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第64号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第65号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第66号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、同意することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

議案第67号につきまして、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、同意することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

次会は、6月10日、日曜日、午前9時30分より会議を開きます。

お疲れさまでございました。

（散会 午前10時45分）